

《月刊『タックスニュース』6月号》

第7回～住民税の改正について～

皆さん、こんにちは。今月は住民税の改正についてのお話です。

平成24年度の住民税の通知書が既に届いていることと思います。会社役員やサラリーマンで給与から住民税が天引きされている方は、6月の給与から変更があります。また、ご自身で納付されている方や個人で商売をされている方も同様に変更があります。

平成23年分の所得税から扶養控除の改正がありました。

15歳以下の子どもを扶養していると扶養控除の適用がありましたが、平成23年分の所得税からこの控除の適用がなくなり、16歳から18歳の子どもを扶養している場合にはこの控除の金額が縮小されていました。控除される金額がなくなったり、縮小されたりしていたので一部の方の所得税は増税となっていました。

平成24年6月から平成25年5月までの住民税は平成23年分の収入や所得、扶養している家族の状況によって決まるため、平成24年6月以降の住民税にも影響が出てきます。

以下で簡単に具体例を見てみましょう。

平成22年、23年の給与収入：年間600万円

家族：妻と小学生の子どもが2人（平成22年～23年の2年間はともに小学生）

※計算の簡便性を考慮して、社会保険料は加味しておりません。また、妻の収入はゼロとしています。



	平成22年分	平成23年分	備考
給与収入	6,000,000円	6,000,000円	
給与所得控除	1,740,000円	1,740,000円	給与収入600万円に対する概算経費
給与所得	4,260,000円	4,260,000円	給与収入－給与所得控除
配偶者控除・扶養控除	1,140,000円	380,000円	扶養控除の一部廃止により控除額が減少
所得税	176,500円	272,500円	年間96,000円の増税
<b>住民税</b>	<b>295,500円</b>	<b>361,500円</b>	<b>年間66,000円の増税</b>

住民税の納付時期	平成23年6月～	平成24年6月～
----------	----------	----------

今回の具体例の場合では、平成23年の収入に対する住民税が年間で66,000円増え、一カ月当たりでは5,500円増えることとなります。会社役員やサラリーマンで給与から住民税が天引きされている方は、6月の給与から影響が出るようになります。

住民税の通知書の見方や計算方法で不明点等がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

(文責 多田俊生)